

廿日市市議会 政務活動費マニュアル

令和8年(2026年)10月

廿日市市議会

目次

第 1 章	政務活動費の概要	P1
1	政務活動費の透明性の確保について	1
2	根拠法令等	1
3	政務活動費マニュアルの策定	2
4	政務活動費による活動	2
5	会派に所属する議員の政務活動	2
第 2 章	執行に当たっての基本指針	P4
1	執行に当たっての原則	4
2	透明性の原則と説明責任	4
3	実費弁償の原則	4
4	按分による充当について	4
5	会計年度	6
6	銀行口座について	8
7	預金利息について	8
8	クレジットカード等のポイントの取扱いについて	9
第 3 章	廿日市市議会の政務活動費制度	P10
第 4 章	収支報告書等閲覧及び公開	P12
1	収支報告書等の閲覧	12
2	非公開情報の扱い	12
3	廿日市市議会ホームページ及び市議会広報紙「さくら」での政務活動費執行状況の公開	12
4	収支報告書等の写しの交付	12
5	会派が保管する書類の閲覧	12
第 5 章	充当できる経費・できない経費	P13
1	充当できる経費	13
2	充当できない経費	14
第 6 章	項目別指針	P16
1	調査研究費	16
2	研修費	17
3	広報費	18
4	広聴費	20
5	要請・陳情活動費	20
6	会議費	21
7	資料作成費	21
8	資料購入費	22
9	人件費	24
10	事務所費	24
第 7 章	費目別指針	P25
1	視察、研修、要請・陳情活動に係る旅費	25
2	会費	28
3	各種会議の開催に係る経費	29

4	通信・運搬に係る経費	30
5	委託費	31
6	事務機器に係る経費	31

第1章 政務活動費の概要

1 政務活動費の透明性の確保について

政務活動費は、廿日市市議会議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費の一部として交付されます。

近年、一部の地方議会で政務活動費に関わる不祥事が相次ぎ、市民からの信頼が大きく揺らいでおり、全国市議会議長会では、平成 29 年(2017年)2月9日に「政務活動費の透明性の向上に関する決議」を行っています。

本市議会においても、地方自治法、廿日市市議会基本条例及び廿日市市政務活動費の交付に関する条例の趣旨に基づき、その使途に関しては条例に定められた政務活動費に充てることができる経費の範囲を遵守し、市民への説明責任を果たす観点から透明性の確保に努めていかなければなりません。

2 根拠法令等

☐ 地方自治法第 100 条(抜粋)

第 14 項 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

第 15 項 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)をもつて議長に報告するものとする。

第 16 項 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

☐ 廿日市市議会基本条例
(政務活動費)

第 15 条 政務活動費の執行に当たっては、廿日市市議会政務活動費の交付に関する条例(平成 13 年条例第 1 号)を遵守しなければならない。

☐ 廿日市市議会政務活動費の交付に関する条例

(政務活動費を充てることができる経費の範囲)

第9条 政務活動費は、会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、市民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動(次項において「政務活動」という。)に要する経費に対して交付する。

2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。

3 政務活動費マニュアルの策定

政務活動費の適正な取扱い及び事務処理の明確化とともに、使途の透明性を確保するため、その運用の判断基準として平成25年(2013年)4月に政務活動費マニュアル及び政務活動費使途基準を策定し、その後、平成25年(2013年)8月9日、令和7年(2025年)4月1日に一部改正を行いました。

しかし、令和8年度からタブレット端末費用を全額公費負担としたことや、他市議会の状況等から、令和8年6月から9月にかけて政務活動費検討小委員会を設置して従来のマニュアル及び使途基準の見直しを行い、このマニュアルを策定しました。

4 政務活動費による活動

(1) 政務活動の範囲

政務活動費による調査研究その他の活動は、あくまでも議員としての活動の性格を有しており、正規の議会活動の範囲に含まれず、本会議や委員会の活動とは異なる性質のものとなります。(p.3参照)

(2) 公務性の是非

政務活動費による調査研究その他活動は、地方自治法第100条第14項の規定では、議員としての活動の性格を有しており、政務活動は正規の議会活動の範囲に含まれず、公務ではないと判断されています。

(3) 公務災害について

政務活動は公務でないため、公務災害の対象にはなりません。

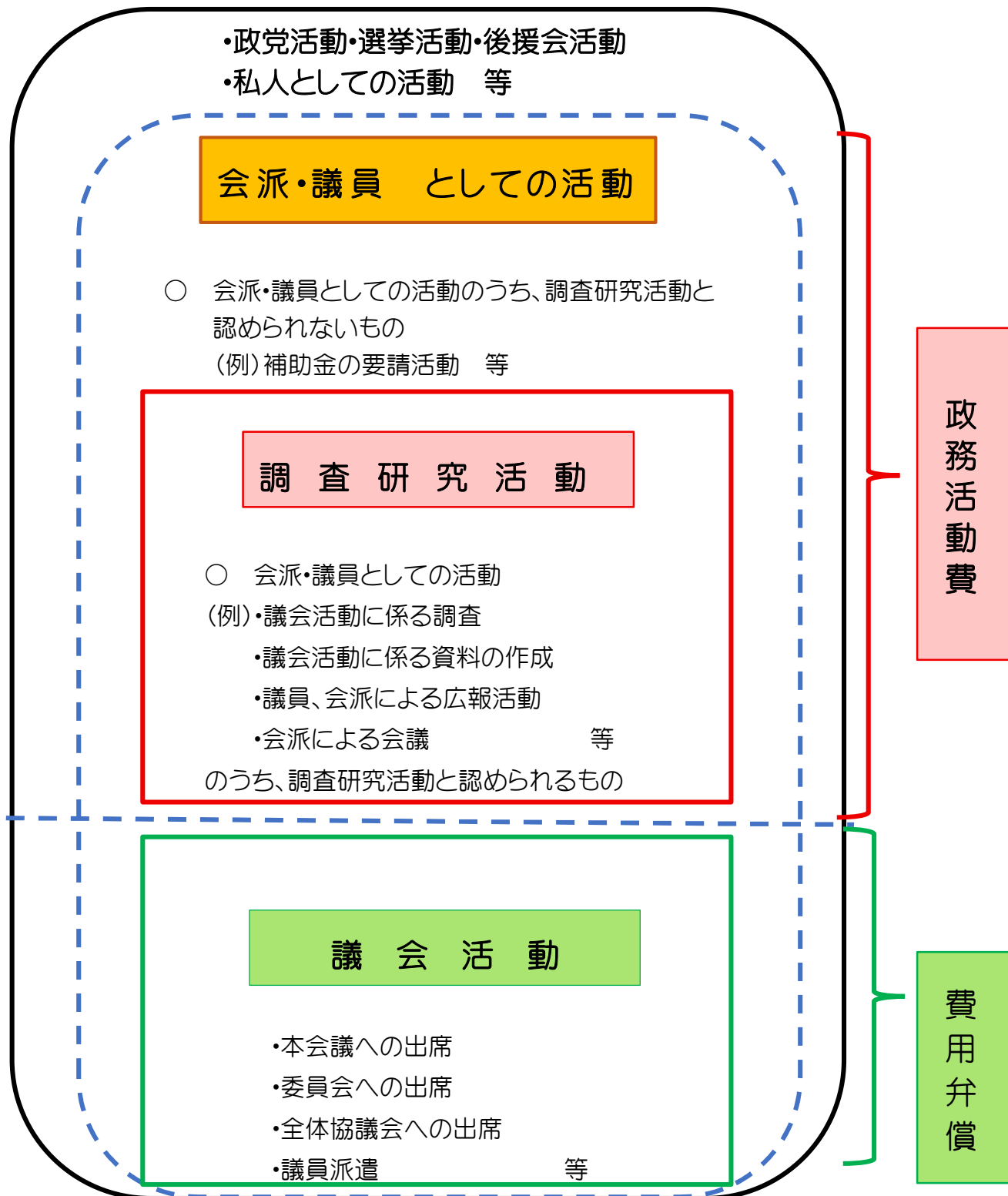
5 会派に所属する議員の政務活動

会派が行う政務活動は、会派としての意思統一がなされ、政務活動を会派として行う

ものであるとの会派の了承が必要となります。

会派に所属する議員が個々に行う政務活動であっても、会派の政務活動を分担して行うことが明確である場合には、これに要する経費に政務活動費を充当することができるものとします。

政務活動費の対象経費(イメージ)



(出典:平成 24 年9月 28 日「地方自治法の一部を改正する法律等の公布・施行に伴う説明会」資料)

第2章 執行に当たっての基本指針

1 執行に当たっての原則

政務活動費の執行に当たっては、次に掲げる項目に留意のうえ、会派及び議員の責任において、適切に取扱わなければなりません。

- (1) 政務活動の目的が本市の市政と関連性があること。
- (2) 政務活動の必要性があること。
- (3) 政務活動に要した金額、態様等に妥当性があること。
- (4) 議会活動と政務活動の違いを区分すること。
- (5) 公職選挙法等の法令の制限に抵触しないこと。
- (6) 適正な手続きがなされていること。
- (7) 執行についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

2 透明性の原則と説明責任

各会派は、政務活動費の使途の透明性を確保するため、その執行に係る証拠書類等を整理・保管するものとし、その使途の適正については、透明性確保の観点から、会派及び議員自らが市民への説明責任を果たさなければなりません。

このため、議長に提出された各会派の収支報告書総括表をホームページ上で公開することで、透明性の向上を図っています。

政務活動費の使途については事務局の承認事項ではありませんので、市民への説明責任は会派及び議員にあることを常に留意し、各議員の責任で十分確認してください。

3 実費弁償の原則

政務活動費は、社会通念上妥当な範囲のものであることを前提としたうえで、会派及び議員が行う政務活動のために実際に要した経費又はその一部に充当（実費弁償）することを原則とします。

4 按分による充当について

議員の活動は多面的であり、各々の活動を明確に区分することが困難であると考えられます。1つの経費に政務活動以外の活動に伴う経費が含まれている場合は、実態に即

して合理的な方法で按分し、政務活動費を充当しなければなりません。

例えば、事務機器や事務用品等の費用も、個人的に使用したり、政党活動、政治団体活動、後援会活動等でも使用したりしているのではないかと疑念を持たれてしまうため、利用状況によって按分が必要となります。

按分の割合については、このマニュアルで規定している按分率は、あくまでも上限を示しているものにすぎません。必ずその割合で支出できるものではないため、会派及び議員の責任において判断してください。

※全国市議会議長会「政務活動費に関するQ & A(参考指針)」では、按分率について「当該費用が専ら政務活動であることが立証されない場合は、多くの判例が基本的には2分の1としています。」とされています。

全国市議会議長会「政務活動費に関するQ & A(参考指針)」(抜粋)

政務活動費の支出と按分について

Q 按分して支出する場合の按分割合について、どのような考えが示されていますか。

A 議員が行う活動には、政務活動とそれ以外の活動(政党活動や選挙活動など、会派や議員の議会活動の基礎となる調査研究活動との間に合理的関連性が認められない行為)が混在するケースがあります。このような場合には、按分し一定の割合を充当することが考えられます。このような考えは、多くの判例で示されています。

按分割合については、政務活動とそれ以外の活動が渾然一体化し、両者の区分や割合が合理的な方法で算定困難な場合、以前は3分の1とする判例(携帯電話)もありました(例えば平成27年1月の岡山地裁判例等)が、最近は、2分の1を基本とする判例が見受けられます。

しかしながら、証拠書類の提出などにより、政務活動の実態等が把握された場合、2分の1を超える按分割合に変更したり、逆に2分の1を下回る按分割合に変更したりする判例もあります(詳細は、広報費、事務所費を参照)。活動の実態にかかわらず2分の1以下の按分さえしていれば、常に政務活動費の支出が適法になるということではありません。

また、2分の1を基本とする判例も、上述のように、あくまで政務活動とそれ以外の活動が渾然一体化し、両者の区分や割合が合理的な方法で算定困難な場合を想定していると考えられます。

たとえ2分の1以下、例えば3分の1の按分であっても、活動の実態が全体として客観的に政務活動と認められないような場合には、その支出が全体として違法とされる事態も当然生じ得ることにくれぐれも留意が必要です。

2分の1を基本とする判例に沿って、市議会のこれまでの運用を安易に緩和するような対応は、政務活動の運用に対して厳しい目を持つ市民の批判を招くおそれがあることにも十分な配慮が必要です。

5 会計年度

会計年度は、4月1日～翌年3月31日（政務活動費の交付期間と同じ）となっています。
この期間の活動に要した経費はこの期間内に支払うことを原則とします。

全国市議会議長会「政務活動費に関するQ & A（参考指針）」（抜粋）

(1) 政務活動費と会計年度独立の原則について

Q 政務活動費に会計年度独立の原則は当然に適用されるのですか

A 当該会計年度において、事務を遂行するために要する経費は、その会計年度における収入で賄わなければならないという会計年度独立の原則（法第208条）が政務活動費に適用されるのかについて、当然に適用されるものではないという判断をしている裁判例がいくつかあります。例えば、平成29年3月14日の東京高裁判決では、そもそも地方自治法208条、同法施行令143条に規定される会計年度独立の原則は、当該普通地方公共団体の議会の議員による政務活動費の執行に当然に適用されるものではないとされています【平成28年（行コ）第413号（平成29年3月14日 東京高裁）】、【原審：平成26年（行ウ）第62号（平成28年10月26日 さいたま地裁）】。

しかし、地方公共団体の会計は年度単位であることから、地方公共団体から交付される政務活動費の会計が地方公共団体のそれと異なる処理をすることについて、年度末前後の事務処理の煩雑さ、住民からの批判に加え、処理の状況次第では、その支出が違法と判断される可能性があることを考慮し、政務活動費についても会計年度独立の原則に合わせた会計処理を行っている議会があります。事実、一部の経費（例：年間購読費）については、年度を超えた期間分の支出をすることはできないとする判例があります（詳細は、広報費、資料購入費、事務所費を参照）。

最終的には、各市で定める政務活動費の条例の運用となりますが、例えば、会計年度独立の原則に合わせた会計処理を基本とし、例外とする事項を明確に定めておくなど、政務活動費の会計処理に関する定めを作成しておくことが考えられます。

(2) 議員の任期を超えた年間購読への支出について

Q 議員の任期を超えて年間購読費に対する支出は認められるのですか。

A 新聞等の年間購読について、その期間が議員の任期満了の期間を超える場合、仮に年間購読の方が月間購読よりも割安であっても、議員の任期を超えた期間の政務活動費の支出は出来ないとする判例等があります。

(3) 会計年度を超える分(ex 年間購読)への支出について

Q 会計年度をまたがって年間購読費に対する支出は認められるのですか。

A 書籍等の年間購読について、その期間が会計年度を超える場合、政務活動費の支出の計上時期については、各議会の判断により、現金の支出時とする基準(現金主義)を採用することを認め、例えば平成 30 年度に交付された政務活動費を平成 31 年4月以降の分に充てることができるという判例等があります。

その一方で、残余として返還すべき政務活動費の金額を少なくするために、意図的に次年度分の費用を当該年度分として計上するという手法を用いるという可能性を指摘し、例えば、平成 30 年度に交付された政務活動費は、平成 31 年4月以降の分に充てることができないとする判例等があります(広報費を参照)。近年の政務活動費に関する不適切な支出とされる事例があることを意識した司法の判断と推察することができます。

年間購読費のように年度を超える部分の政務活動費の支出については、各市議会の判断で政務活動費が交付された年度と同じ期間分を対象とし、それ以降の分は次年度の政務活動費を充てるという運用を基本とすることも考えられます。

6 銀行口座について

政務活動費を管理する銀行口座は、収支経理の透明性を確保する観点から、政務活動費専用の口座を開設してください。

7 預金利息について

交付された政務活動費を専用口座に預け入れた場合に発生する預金利息の取扱いについては、無利息口座(預金利子が発生しない銀行口座)を利用してください。

(1) 預金利息を発生させないこととする手続

無利息口座開設の詳細についてはそれぞれ利用している金融機関にお問い合わせください。

全国市議会議長会「政務活動費に関するQ & A(参考指針)」(抜粋)

政務活動費の預金利子の返還義務について

Q 政務活動費の預金口座で生じる預金利子は返還する義務があるのですか。

A 政務活動費の利息については、返還義務がただちに生じるということではないと考えます。「政務調査費が会派又は議員に交付された時点以降において、これが市の財産に属するものであるかどうかを見極める必要があるが、政務調査費の支出は、会派又は議員に対して前渡しで交付される補助金の性質を有することからすれば、交付した時点で公金の性格は有さなくなり、換言すれば市の管理に属していないため、条例等で特に明定している場合は別として、私金の管理は交付を受けた会派又は議員の責任と判断に委ねられるものである。すなわち、私金の管理上生じた預金利子は市の財産に属しておらず、市の方から不当利得として返還請求を行うことはできない。」との所管省担当者の説明もあります(「地方自治」(ぎょうせい)第774号「最近の地方研修等における質疑応答について」)。

判例等においても、下記に掲載されているとおり、返還請求権の行使に基づく請求額について、利息を除いている事例があります。

しかし、法律上の返還義務がないとしても、政務活動費の利息は雑入として返還すべきという意見、政務活動費の利息で利益を得ている(今後、金利が上昇すれば、このような意見が強まるおそれがあります。)という批判が住民から出される可能性も想定されます。このため、預金利子が発生しない銀行口座の利用も考えられます。

8 クレジットカード等のポイントの取扱いについて

クレジットカードの使用やポイントを使って物品等を購入することは可能ですが、政務活動費を充当する支出で得たポイントについては、私的な使用は控えるなど良識の範囲内で取扱ってください。

全国市議会議長会「政務活動費に関するQ & A(参考指針)」(抜粋)

クレジットカードの使用等について

Q クレジットカードの使用は可能ですか。また、クレジットカードの使用に伴い生じるポイントの取扱いは、どのようにすれば良いのですか。

A 政務活動費の支払においてクレジットカードを使用することを認めない判例等は見当たりませんので、クレジットカードの使用自体は可能と考えられます。

クレジットカードの使用により生じるポイントについて、政務活動費を支出して物品を購入する際に、その一部にこれを充てることを否定する判例等は見当たりません。

しかし、住民の立場から見れば、政務活動費の支出でポイントを得ること自体、利益を得ているため、許されないと受け止められる可能性があるとの意見もあります。ポイントを用いて物品を購入することについても同様と考えられます。

このことを踏まえ、各市議会の判断でポイントの扱いについてあらかじめ取り決めをしておくことも一案と考えられます。

第3章 廿日市市議会の政務活動費制度

項 目	説 明	根 拠
交付対象	・ 会派（所属議員が 1 人の場合を含む）	条例第 2 条
交付額	・ 毎月 1 日における当該会派の所属議員の数に月額 3 万円を乗じた額を交付 ・ 年度の初めに 12 月分を一括して交付	条例第 3 条
交付申請	・ 政務活動費の交付を受けようとする会派の代表者は、政務活動費交付申請書を、議長を経由して市長に提出しなければならない。	条例第 6 条
交付請求	・ 会派の代表者は、政務活動費交付請求書により、市長に対して当該政務活動費の交付を請求しなければならない。	条例第 8 条
政 務 活 動 費 を 充てることが出来る経費の範囲	・ 会派が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他市民福祉の増進を図るために必要な活動として、条例別表に定める経費に充てることができる。	条例第 9 条
経理責任者	・ 政務活動費の交付を受けようとする会派は、所属会派の中に経理責任者を置かなければならない。	条例第 11 条
収 支 報 告 書 等 の 提 出	・ 会派の代表者及び経理責任者は収支報告書を作成し、これに領収書及び明細書を添えて、交付を受けた年度の翌年度の 4 月 3 0 日までに議長に提出しなければならない。	条例第 12 条
返還	・ 市長は、政務活動費の交付を受けた会派が前条の使途基準に違反した場合には、当該会派に既に交付した政務活動費の全部又は一部の返還を命ずることが出来る。 ・ 交付を受けたその年度において、政務活動費の年額から当該会派が支出した政務活動費を控除して剰余がある時には当該剰余金を市長に返還しなければならない。	条例第 10 条
収 支 報 告 書 及 び 関 係 書 類 の 保 存	・ 議長は提出された収支報告書及び領収書等を 5 年間保存しなければならない。	条例第 15 条

収支報告総括 表の公開	各会派ごとの政務活動費執行状況を市議会広報紙さくら及びホームページで公開する。	平成 28 年 2 月 19 日議 運決定
収支報告書の 閲覧	議長は、収支報告書及び領収書について、市民及び市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体から閲覧の請求があったときは、適宜、閲覧に応じなければならない。	条例第 15 条

第4章 収支報告書等閲覧及び公開

1 収支報告書等の閲覧

議長あてに提出された収支報告書等については、市の区域内に住所を有する者又は市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体は、事務局において「閲覧請求書」を記入すれば、閲覧することができます。

2 非公開情報の扱い

議長あてに提出された収支報告書等に、「廿日市市情報公開条例」に定める非公開情報（個人情報、銀行口座情報等）が含まれている場合は、マスキング処理をしたうえで、閲覧・公開の対象とします。

3 廿日市市議会ホームページ及び市議会広報紙「さくら」での政務活動費執行状況の公開

議長への収支報告書提出後、速やかに廿日市市議会のホームページで公開し、市議会広報紙「さくら」へも掲載します。

4 収支報告書等の写しの交付

閲覧を請求した者が、収支報告書等の写しの交付を希望した場合は、有料（A4サイズ 白黒1枚につき 10 円）で交付します。

5 会派が保管する書類の閲覧

議長あてに提出する書類以外の関係書類は、会派が保管することになりますが、その関係書類について閲覧の申し出があった場合は、閲覧に供するかを含めて、当該会派が直接対応することになります。

第5章 充当できる経費・できない経費

1 充当できる経費

項 目	内 容	想定費目
調査研究費	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費	先進地視察交通費・宿泊費等、調査委託料、資料印刷製本費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費	会場費、講師謝礼、研究会出席負担金、交通費、宿泊費等
広報費	会派が行う活動、市政について市民に報告するために要する経費	会派及び議員個人発行の広報紙・報告書等の印刷・配付経費、文書通信費(切手、郵便ハガキ、レターパックを除く)、交通費等
広聴費	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費	資料印刷製本費、会場費、文書通信費(切手、郵便ハガキ、レターパックを除く)等
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費	資料印刷製本費、文書通信費(切手、郵便ハガキ、レターパックを除く)、交通費、宿泊費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費	会場費、資料印刷製本費、文書通信費(切手、郵便ハガキ、レターパックを除く)、意見交換会等出席負担金、交通費、宿泊費等
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費	資料印刷製本費、翻訳料、事務機器及び消耗品購入、リース代等
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費	書籍購入費、新聞雑誌購読料等
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費	給料、賃金等
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所の賃借料、光熱費、通信費等

2 充当できない経費

項 目	参考事例
議会公務に伴う経費	本会議、委員会への出席に要する経費
交際費又はこれに類する経費	・香典・祝い金・寸志等の冠婚葬祭に要する経費 ・祝賀会の出席に要する経費 ・宗教活動に要する経費
政党又は政治団体活動に関する経費	・党費、党大会参加費及び出席のための旅費、党大会賛助金等に要する経費 ・政治団体費、政治団体の大会参加費及び出席のための旅費、政治団体の大会賛助金等に要する経費 ・パーティー参加費（「〇〇を励ます会」等） ・政党又は政治団体の宣伝活動に要する経費 ・政党活動又は政治団体活動に使用する資料等の作成・購入費 ・政党組織事務所の設置や維持管理に要する経費 ・政治団体組織事務所の設置や維持管理に要する経費 ※「政党」とは会派の議員が所属している政党に限らず全ての政党をいう。また、政党は本部だけでなく地方支部等の下部組織も含める。「政治団体」も「政党」とみなす。
選挙活動に関する経費	・選挙活動に関する経費 ・後援会活動に関する経費
あいさつや飲食を主たる目的とする会合に関する経費	・新年会、落成式、慰労会、記念パーティー等への参加費 ・議員間の親睦会等に要する経費 ※上記の会合の主催者が公的機関であるか否かに関わらず、これらに関する経費は支出不可
議員個人の私的活動に要する経費	・議員が個人の立場で参加している団体やその活動に関する経費（自治会費、地区議員会費、友好会費、災害地への寄附や救援活動の参加経費等） ・名刺代 ・訴訟関連費（弁護士相談料等） ※私的経費との区分が困難なものについては支出不可
その他政務活動費から支出する事が適当でない経費	・海外政務活動に要する経費 ・視察先手土産代 ・政務活動と関連性が希薄な経費

	・公職選挙法等の法令の制限に抵触する経費 ・社会通念上不適切とされる経費（配偶者に対する人件費や旅費の支出等） ・個人用携帯電話料金・インターネットプロバイダー料 ・切手、郵便ハガキ、レターパック購入費
--	--

第6章 項目別指針

この章では、「廿日市市議会政務活動費の交付に関する条例」別表(第9条関係)に定める項目ごとに、政務活動費の充当に関する考え方を記載しています。

(表の見方)

区 分	説 明
内 容	条例別表(第9条関係)で規定している内容を記載しています。
想定費目	想定される費目を記載しています。
想定事例	○想定される事例を記載しています。
充当できない事例	●充当できない事例を記載しています。
留意事項	★充当するうえでの留意事項を記載しています。

会派は年度ごとに下記の会計簿を整備の上5年間保管し、確認を求められた際には提示できるようにしておいてください。

- ・政務活動費収入支出記入簿
- ・政務活動費科目別明細書
- ・領収書等の写し
- ・政務活動費実績報告書

※事務所費については、支出内容を明らかにする書類として賃貸借契約書も会派で5年間保管すること。

1 調査研究費

区 分	説 明
内 容	会派が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
想定費目	資料印刷製本費:資料印刷代、コピー用紙代 調査委託費:調査研究委託料等 文書通信費(切手、郵便ハガキ、レターパックを除く):郵便局へ直接依頼して行う郵便物の発送に要する経費等 交 通 費:鉄道の運賃・料金、バス代、タクシー代、ガソリン代、通行料等 宿 泊 費:宿泊費等 消耗品費:消耗品の購入等
想定事例	○先進地等への視察に必要とする旅費 ○視察事項に関連する施設入館料・入場料 ○調査研究に係る資料作成に要する経費

	○調査研究を委託する場合の経費
充当できない事例	●視察の相手方への土産代 ●視察相手方との飲食代 ●名刺代
留意事項	【交通費】 ★旅費については、実費弁償を原則とし、視察等の目的・行き先が明確であり、政務活動以外の活動が含まれていない場合に限り、充当できる。 ★旅費は、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」の規定により算出する方法を上限とする。 ★原則、「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合」の旅費を算出するものとし、本マニュアルに規定がない運用については、「職員の旅費に関する条例」に準じる。

2 研修費

区 分	説 明
内 容	会派が研究会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
想定費目	講 師 費:講師等の謝金・謝礼等 会 場 費:施設等の設営費、借上料等 交 通 費:鉄道の運賃・料金、バス代、タクシー代、通行料等 宿 泊 費:宿泊費等 資 料 費:テキスト代、参考資料(図書)代、資料作成費等 負担金等:出席者負担金、参加費
想定事例	○研修会を開催するために要する会場借上料、会場設営費 ○研修会のための資料作成に要する印刷製本代 ○研修会講師への謝礼 ○研修会への参加に要する出席者負担金、会費、旅費
充当できない事例	●酒宴と誤解を受ける研究会の開催経費又は出席経費 ●名刺代 ●会派又は議員主催の研修会での議員の飲食代 ●政党その他政治団体が主催する研修会、研究会のうち、政党色又は政治団体色の強いものへの参加に要する経費 ●会派や議員間の懇談会等に要する経費 ●各種団体等に対する寄附、協賛金、賛助金、協力費等の経費

	●政務活動に直接関係のない講座等の受講料、資料代 ●政治資金規正法に基づく政治資金パーティー券の購入費
留意事項	【意見交換会経費】 ★研修会、講演会等に引き続き行われるものに限り、意見交換会経費の支出を認める。その際、支出できる金額は、1人当たりの会費の1/2以内で、5,000 円を上限とする。

3 広報費

区 分	説 明
内 容	会派及び議員個人が行う活動、市政について市民に報告するために要する経費
想定費目	印刷製本費:広報紙・報告書等印刷製本代 会 場 費:施設等の設営費、借上料等 文書通信費(切手、郵便ハガキ、レターパックを除く):郵便局へ直接依頼して行う郵便物の発送に要する経費等 交 通 費:鉄道の運賃・料金、バス代、タクシー代、通行料 業務委託費:広報紙配布業務等
想定事例	○報告会を開催するために要する会場借上料、会場設営費 ○報告会のための資料作成に要する印刷製本代 ○広報紙の発行に要する経費 ○広報紙の配付を委託する場合の経費
充当できない事例	●政党活動、政治団体活動、後援会活動、選挙活動に要する経費 ●所属政党、所属政治団体、後援会等と共同開催する報告会に要する経費 ●政党又は政治団体の活動報告・PR費、個人の議員活動と混同されるおそれのある広報紙 ●年賀状、暑中見舞い等の挨拶状に類するものに要する経費 ●任期満了前3か月以内に作成した広報紙。
留意事項	【広報紙】 ★広報紙を作成するときは、記載内容が市政に関するものであることを確認するとともに、会派名又は議員の氏名・連絡先・写真・経歴等を記載する場合は大きさ等に配慮し、必要性・妥当性を説明できるようにする。 ★市政に関する記事(文章、写真等)が紙面等全体の2/3以上を占めるように作成する。

	★政党又は政治団体の活動報告、選挙公約的な文言や選挙活動に関する記事は掲載できない。 ★収支報告時に実際に作成した広報紙(現物)を1部提出する。 ★発行元を掲載する場合は、会派名又は議員個人の氏名を記載する。 ★経費(広報紙の作成費、発送費)への充当は1/2以内とする。 ※記載内容や記事の分量は目安として示すものであり、最終的には議員自らの責任において判断するものとする。
--	--

全国市議会議長会「政務活動費に関するQ & A(参考指針)」(抜粋)

(1) 広報費の支出について

Q 広報費に対する支出について、どのような点に留意すべきですか。

A 広報費については、政務活動と議員や会派のPRを目的とする活動など政務活動以外の活動が併存する可能性があります。広報費に対する政務活動費の支出については、広報活動を通じて、住民の要望、意見等を把握することにつながると考えられるため、判例等はこれを認めています。その費用が専ら政務活動のためであることが立証されない場合は按分することとし、その割合については、多くの判例等が50%を基本としています。ただし、50%以下であれば常に支出が適法とされるわけではないことに注意が必要です。事例によっては、これとは異なる割合を示した判例等もあります。例えば、政務活動と認められる事項が記載されていても、PRと思われるような要素(写真やプロフィールなど)が紙面の目立つところに掲載されていたり、多くの部分を占めている場合など、広報としての目的ではなく、会派や議員の宣伝を目的で作成されたものと判断され、その全額が返還の対象となっています。また、広報紙に議員の顔写真を掲載することについて、以前の判例等は、具体的な基準等に関する判断を示すことなく、これを認めていました。しかし、近年は、掲載状況等を検証した結果、宣伝活動の一つとみなし、これを按分の対象とする判例等があります。さらに、広報紙の配布自体を選挙活動の一部が混在する行為とする判例等もあります。議員個人の写真やプロフィール等を広報紙に掲載するのは必要最低限にとどめ、掲載する際は、掲載方法やその内容などから、広報紙に掲載することへの必要性について裁判で立証できるのか十分な検討が必要と考えられます。

4 広聴費

区 分	説 明
内 容	会派が行う市民からの市政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、市民相談等の活動に要する経費
想定費目	資料印刷費:資料印刷代、コピー用紙代 会 場 費:施設等の設営費、借上料等 文書通信費(切手、郵便ハガキ、レターパックを除く):郵便局へ直接依頼して行う郵便物の発送に要する経費等 交 通 費:鉄道の運賃・料金、バス代、駐車場代、通行料 業務委託費:市民アンケート等の委託料
想定事例	○広聴会を開催するために要する会場借上げ料、会場設営費 ○広聴会のための資料作成に要する印刷製本代
充当できない事例	●酒宴と誤解を受ける広聴会開催経費 ●政党活動、政治団体活動、後援会活動、選挙活動に要する経費 ●所属政党、所属政治団体活動、後援会等と共同開催する広聴会に要する経費
留意事項	★広聴会への政務活動の充当についてはP29「3各種会議の開催に係る経費を参照すること。

5 要請・陳情活動費

区 分	説 明
内 容	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
想定費目	資料印刷費:資料印刷代、コピー用紙代 文書通信費(切手、郵便ハガキ、レターパックを除く):郵便局へ直接依頼して行う郵便物の発送に要する経費等 交 通 費:鉄道の運賃・料金、バス代、駐車場代、通行料
想定事例	○国・県等への要請・陳情活動に必要とする旅費 ○要請書・陳情書の作成に要する経費
充当できない事例	●要請・陳情の相手方への土産代 ●要請・陳情の相手方との飲食代 ●要請等の内容に対して権限を有さない者に対する要請など
留意事項	★要請・陳情はできる限り書面で行なうこと。 ★旅費は、「特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例」の規定により算出する方法を上限とする。 ★原則、「最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合」の旅費を算出するものとし、本マニュアルに規定がない運用については、

	「職員の旅費に関する条例」に準じる。
--	--------------------

6 会議費

区 分	説 明
内 容	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への参加に要する経費
想定費目	会 場 費:施設等の設営費、借上料等 資料印刷費:資料印刷代、コピー用紙代 交 通 費:鉄道の運賃・料金、バス代、駐車場代、通行料 宿 泊 費:宿泊費等 文書通信費(切手、郵便ハガキ、レターパックを除く):郵便局へ直接依頼して行う郵便物の発送に要する経費等 負担金等:出席者負担金、参加費
想定事例	○会議を開催するために要する会場借上料、会場設営費 ○会議のための資料作成に要する印刷製本代 ○会議への参加に要する出席者負担金、会費、旅費
充当できない事例	●会派主催の会議での議員の飲食代 ●会派や議員間の懇談会等に要する経費 ●酒宴と誤解を受ける意見交換会等の開催経費、出席経費 ●政党やその他政治団体が主催する政党色又は政治団体色の強い会議への参加に要する経費 ●各種団体等に対する寄附、協賛金、賛助金、協力金等の経費 ●政治資金規正法に基づく政治資金パーティー券の購入費
留意事項	★研修会、講演会等引き続き行われるものに限り、意見交換会経費の支出を認める。その際、支出できる金額は、1人当たりの会費の1/2以内で、5,000 円を上限とする。

7 資料作成費

区 分	説 明
内 容	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
想定費目	印刷製本費:印刷・製本代 そ の 他:翻訳料、事務機器購入・リース代
想定事例	○資料の印刷製本代 ○資料作成に必要な消耗品費

	○資料作成に必要な事務機器
充当できない事例	●政党又は政治団体の宣伝活動に供する資料作成費 ●後援会活動、選挙活動の資料作成費
留意事項	★リースは単年度の契約に限る

8 資料購入費

区 分	説 明
内 容	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
想定費目	書籍購入費:図書、雑誌の購入費等 各種資料費:DVD等購入費、有料データベース利用料等 そ の 他:新聞・雑誌購読料
想定事例	○図書・資料購入費 ○新聞等購読料
充当できない事例	●スポーツ新聞及び週刊誌の定期購読料 ●政務活動とは関連の薄い、又は趣味の色彩の濃い新聞・図書・雑誌代 ●英語等教材、映画、音楽のDVD・CD購入代
留意事項	【新聞紙】 ★一般日刊紙(政治、経済、社会、文化等国内外の幅広いニュースを総合的に扱い毎日発行される新聞)については、紙媒体・電子媒体を問わず、1人1月1紙に限り充当できる。 ★専門紙については、1人複数紙(同じ新聞は1部のみ)の購読料に充当できる。 【図書】 ★同一書籍の複数購入を認める。ただし、会派人数を上限とする。 ★ビジネス雑誌等の月刊誌の定期購読は、政務活動に必要と判断できるものについて充当できる。 ★書籍の購入に当たっては、領収書等に、書籍名を記載する。 ★購入した図書については、会派の責任において保存、管理すること。ただし、雑誌については、購入後1年を経過したものに限り処分できる。

全国市議会議長会「政務活動費に関するQ & A(参考指針)」(抜粋)

資料購入費として認められる雑誌等について

Q 雑誌等の購入費に対する支出は認められるのですか。

A 新聞の購読や地方自治に関する書籍等の購読については、市政との関連性が認められる限り、その費用に対し、政務活動費を支出することを認める判例等があります。一方、雑誌や書籍等については、タイトルや内容から一般教養や趣味、興味に属するものであると推測され、その支出の適否が問題となる事例があります。しかし、裁判で、これらの書籍等を購入し活用することが、市議会における議員の政策立案や監視権行使にどのような効果を及ぼすのか、市政との関連性を立証することにより、政務活動費の支出が認められた事例があります。

9 人件費

区 分	説 明
内 容	会派が行う活動を補助する事務員を雇用する経費
想定事例	○政務活動の業務を補助するために会派が雇用した者に対する賃金
充当できない事例	●政務活動以外の業務を補助するために会派が雇用した者に対する賃金等 ●議員の親族の雇用に対する賃金等 ●政党活動、政治団体活動、後援会活動、選挙活動を目的とする職員の雇用
留意事項	★雇用に当たっては、労働基準法等関係法令を遵守すること。

10 事務所費

区 分	説 明
内 容	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費
想定事例	○事務所の賃借料、光熱水費 ○事務用品費
充当できない事例	●自宅を事務所としている場合の自宅の賃借料 ●家族及び生計を一にする親族が所有する事務所の賃借料 ●事務所の礼金、敷金、火災保険料 ●自宅用の備品・消耗品購入費、自宅用電話料金 など
留意事項	★事務所費へ政務活動費を充当する場合は、そこが事務所としての機能を有しており、実際に政務活動に使用されている場合に充当できる。 ★事務所を賃借する場合、書面により賃貸借契約が締結されていること。

第7章 費目別指針

この章では、前章の複数の項目に該当する費目を対象に、政務活動費の充当に関する考え方を記載しています。

1 視察、研修、要請・陳情活動に係る旅費

旅費については、実費弁償を原則とし、視察等の目的・行き先が明確であり、政務活動以外の活動が含まれていない場合に限り、政務活動費を充当できます。 経路及び金額の算出は、経済的かつ合理的な方法で行ってください。		
費 目	充当額	説 明
鉄道、バス代等	支払額	★旅行代理店等で購入した場合は領収書を添付すること。 ★領収書等を徴することができない場合は、領収書等を徴し難かった支出の明細書(様式第5号)を添付すること。
タクシー代	支払額	★他の公共交通機関がない場合、時間的余裕がない場合等、合理的な理由があるときに限り充当可。
飛行機代		
レンタカー代		
ガソリン代	支払額	★調査ガソリン代37円／キロとする。
高速道路等の通行料	支払額	★現金払いでない場合は、ETC利用明細又は領収書等を徴し難かった支出の明細書(様式第5号)を添付すること。
駐車場の使用料	支払額	★明細が分かる領収書を添付すること。
宿泊費	支払額	★特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例に準じた金額を上限とすること。 ★明細が分かる領収書を添付すること。
交通費、宿泊費等のキャンセル料	支払額	★他の公務の発生や親族の葬祭等やむを得ない事情の場合に限り充当可
視察先等の土産代	不可	・充当できません。
旅行保険料	不可	・充当できません。

全国市議会議長会「政務活動費に関するQ & A(参考指針)」(抜粋)

(1) 調査旅費の支出について

Q 調査旅費に対する支出の適否について、どのような基準で判断すべきですか。

A 調査旅費の支出が認められる基準として、判例等では、

①普通公共団体の施策等について見聞を広めることを目的として日程、訪問地等が選定されていること、

②上記目的に沿って訪問調査が実施されていること、

③訪問先で中味のある説明や質疑応答がされていること、

④訪問調査が行程の主要な部分を占めていること、

⑤旅行の費用が目的・効果との関係で著しく高額でないこと、

という各要件が満たされていなければならないとされています。言い換えれば、調査の目的及び内容が市政との関連性を有していることが必要です。

(2) 交通費等の計算方式について

Q 調査研究活動等の際の旅費は、実費としなければならないのですか。

A 各自治体の旅費等に関する条例を準用するなどにより、必ずしも実費による運用を行わない(例:定額の宿泊費を支給)議会があります。

このような定額方式について違法性はないとする判例等がありますが、近年、実費とすべきとする判例等も散見されるところです。

政務活動費については、その原資は住民の税金であり、透明性を確保するため領収書の提出などが求められます。このことは旅費にも当てはまると考えられます。判例で定額方式が認められるとしても、政務活動費の性質等を考慮し、定額と実額との間に大きな乖離がある場合には、各市議会の判断で実額方式とすることも考えられます。

(3) キャンセル料について

Q キャンセル料に対する支出は、どのような場合に認められるのですか。

A キャンセル料については、議員の親族の不幸、議員本人の体調不良や他の公務や議員活動が生じた場合など、正当と認められる理由があれば、当該支出を認める判例等があります。

なお、キャンセル料の支出が認められるためには、その理由が上記のように正当なものであることは勿論のこと、支出の対象となった視察が政務活動費の支出対象として適切なものであることが必要であることはいうまでもありません。

(4) 食事代等について

Q 調査研究活動等における食事代に対する支出は認められるのですか。

A 調査研究活動等における食事代については、近年、政務調査のために必要と認められる範囲でこれを認めるのが相当であるとする判例等が散見されるようになりました。

しかし、食事は、通常、私費で賄う自然の行為として、これを認めるべきではないとする判例等もあります。住民の税金を原資とする政務活動費を食事代に充てることについては、住民からの疑義や批判が提起されることが多いことに十分に配慮した運用が求められると考えられます。例えば、各市議会の判断で内規等により食事代への支出を認めないとすることや、食事代への支出は認めるが旅費条例で定められている金額を上限とすることも考えられます。

(5) タクシーの利用について

Q 調査研究活動等におけるタクシーの利用に対する支出は認められるのですか。

A 調査研究活動等の一環として、タクシーを利用し、これに対する支出を行うことについて、判例等はこれを認めています。ただし、利用目的を領収書などに記載するなど、利用の正当性を証明できるようにしておくことが適当と考えられます。また、利用時間によっては、これを調査研究活動と認めず、当該支出を認めない判例等がありますので、注意が必要です。

(6) ガソリン代について

Q 調査研究活動等におけるガソリン代に対する支出について、どのように適否を判断すべきですか。

A 調査研究活動等の一環として、自家用車等の使用に伴うガソリン代に対し、政務活動費を充当することについて、判例等はこれを認めています。ただし、政務活動に利用された割合とそれ以外の活動に利用された割合が立証されない場合、基本的には按分し、その上限を2分の1までとする判例が多く見受けられます。

なお、一部の議会では、ガソリン代の単価を定めています(例:キロあたり〇円)。この場合、自治体が旅費条例等で定める金額を超える金額を定めることは、違法とする判例等があることに注意が必要です。

(7) 名刺代について

Q 調査研究活動等において使用する名刺代に対する支出は認められるのですか。

A 調査研究活動等において、相手方に名刺を渡すことにより、円滑に調査研究等を行うことが期待できることから、名刺作成のための経費を支出することを認める判例等があります。しかし、名刺は、政務活動費の対象となる活動以外にも用いられるものと推認し、政務活動費のみに使用されたことを反証しない限り、50 パーセントで按分し、その限度での支出を認めています。

2 会費

費 目	充当額	説 明
会費	支払額	★政務活動に資するもののみ充当可。 ・会費の充当対象である団体の活動内容や実態が政務活動に適うものであること。 ・意見交換会等の参加費については、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合に限る。 ※下記については充当できません ・食事代(軽食を除く)が含まれる出席者負担金及び会費(食事代が明確に区別できる場合、切り分けて充当可) ・個人の立場で加入している団体の年会費及び会員費(自治会費、同窓会費、商工会会費、党費、後援会費等)

全国市議会議長会「政務活動費に関するQ & A(参考指針)」(抜粋)

(1) 私的団体等に対する年会費等の支出について

Q 私的団体等の年会費等に対する支出について、どのように適否を判断するべきですか。

A 議員が所属する社団法人、協議会、議員連盟やNPO法人などの団体への年会費等の支出について判例等は、一律これを認めないということではなく、団体の活動内容や実態をはじめ、当該団体に加入することにより、今後の議会において市政に関する議論を行う際に有益な情報などが入手できるのかなどを検討し、当該団体への支出が適正なものなのかについて判断しています。

(2) 議員が参加した研修会等の後に開催される飲食を伴う意見交換会等への支出について

Q 議員が参加した研修会等の後に開催される飲食を伴う意見交換会等に対する支出について、どのような点に留意するべきですか。

A 議員が参加した研修会等の後に開催される飲食を伴う意見交換会等に対する政務活動費の支出について、判例等は、当該会合が単なる親睦を深めることを目的とするものではなく、その会合に参加することにより、具体的にどのような意見交換が行われ、かつ、その内容が今後の議会における市議会議員としての活動とどのような関連性があるものなのかを立証することを求めています。具体的にどの程度の立証が必要なのかについて、明確な基準はありませんが、可能な限り具体的かつ詳細な説明ができるようにしておくことが適正な支出と判断されることに資すると考えられます。

3 各種会議の開催に係る経費

費 目	充当額	説 明
会議室の借上料	支払額	★各種会議を開催したときは、テーマ、開催日、会場、参加議員名、参加人数等を政務活動費研修・会議等開催記録に記載し、会派で保管すること。
会議開催に伴う食料費	支払額	★食事や茶菓子代には充当できません。ただし、会議の参加人数分のペットボトルのお茶程度であれば充当可。

全国市議会議長会「政務活動費に関するQ & A(参考指針)」(抜粋)

(1) 広聴費、会議費の支出について

Q 広聴費、会議費に対する支出について、どのように適否を判断すべきですか。

A 会議費については、その会議の場所が飲食店の場合や、その内容が政務活動以外の参加者間の懇親その他の目的と推測される場合、按分した一定割合または全額について政務活動費の支出を認めない判例等があります。

したがって、広聴費や会議費の支出については、支出の根拠となった会議の開催場所が政務活動を行う場所として適当なのか、会議の内容が主に市政に関する意見交換や議論などを行うための会合なのか、参加者や参加対象者が後援会のメンバーといった特定のメンバーやグループになっていないかなど、政務活動の一環である会議としての要素を備えているか、十分に吟味する必要があると考えられます。

(2) 会派、議員が開催する研修会への支出について

Q 会派、議員が主催する研修会開催経費に対する支出の適否について、どのような基準で判断すべきですか。

A 会派、議員が主催する研修会の開催経費(例:会場費、講師謝金など)への支出の適否について、政務活動費が会派や議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費である(参考条例第1条)ことに鑑み、判例等は、研修会の狙いとする対象者が基本的に議員であることは勿論のこと、その内容が単なる一般教養もしくはこれに類するものを対象とするのではなく、市議会議員として求められる政策立案や監視権の行使につながるようなものであることが必要と考えています。

4 通信・運搬に係る経費

議員が日常行う活動は、政務活動とその他の活動に明確に区分することが難しいことが多く、必要に応じて按分を行い、充当額を算出します。

本市議会では、下表のとおり按分率の上限と1か月の上限額などを定めていますが、会派の責任において政務活動の実態に応じ、合理的に説明のできる比率で算出してください。

費 目	充当額	説 明
ガソリン代	支払額	★調査ガソリン代37円／キロとする。
鉄道、バス代等	支払額	★旅行代理店等で購入した場合は領収書を添付すること。 ★領収書等を徴することができない場合は、領収書等を徴し難かった支出の明細書(様式第5号)を添付すること。
タクシー代	支払額	★他の公共交通機関がない場合、時間的余裕がない場合等合理的な理由があるときに限り充当可。
切手購入代	不 可	●充当できません。
郵便ハガキ購入代	不 可	●充当できません。
レターパック購入代	不 可	●充当できません。
郵送代(切手、郵便ハガキ、レターパックを除く)	支払額	●政務活動以外の郵送とは領収書を分けること。 ●送付先と送付理由を控え、送付物の写しを保管しておき、後援会活動、選挙活動、政党活動及び政治団体活動などではなく、政務活動であることを証明できるようにしておくこと。

注) 切手、郵便ハガキ、レターパックは、金券ショップ等に持ち込めば現金化が可能であるため充当不可。

5 委託費

費 目	充当額	説 明
委託費	支払額	★業務委託契約書を会派で保管すること。

6 事務機器に係る経費

政務活動費は、原則、政務活動に要する費用に充当するものであり、政務活動を行うための環境整備にまで充当することは適当ではありません。 このことから事務機器については、会派控室で使用するものに限り充当できます。		
費 目	充当額	説 明
事務機器の購入	支払額	★パソコン、プリンター等の事務機器を購入する場合は、購入前に事務局に相談し、購入後は事務局へ報告すること。 ★改選時等で会派の解散や変更があった場合には、事務局に返還すること。
事務機器リース料	按 分	★政務活動以外にも利用可能であり、政務活動とその他の活動に明確に区分することが難しいことから、会派の責任において実態に応じ、合理的に説明できる比率を定め、按分して充当すること。

※事務用品等の消耗品についても、同様の考え方で充当してください。

※事務機器の購入は、用途を含め市民から説明を求められる頻度も上がるため、それらも踏まえ説明責任を果たせる購入、使い方をしてください。

※リース契約は所有権移転外契約を結び、契約終了後に返還すること。

全国市議会議長会「政務活動費に関するQ & A(参考指針)」(抜粋)

(1) 会派控室に対する政務活動費の支出について

Q 会派控室の借上げ等に対する支出の適否について、どのような基準で判断すべきですか。

A 会派控室における政務活動費の支出については、議員個人の事務所等と異なり、専ら政務活動が行われると推測し、全額を充当することを認める判例等がありましたが、近年、控室における実情に照らして、政務活動以外の行為が行われていると認められる場合は、按分して支出するよう判断する判例等もあります。

(2) 自動車、コピー機など高額な物品のリース契約について

Q 自動車、コピー機など高額な物品のリース契約について、どのような点に留意すべきですか。

A 自動車やコピー機などのような高額な物品を政務活動費で購入することは、資産形成につながるとして、批判される可能性があります。このため、リース契約で対応することが多いと思われますが、リース契約のなかには契約期間終了後に所有権が契約者に移るものがあります。このような場合は、購入と同様であり、事実上の資産形成とみなすことができるとして、リース契約に対する政務活動費の支出の是非が争われた事例があります。

判例等は、リース契約に対する支出について、これを認めていますが、判断の基準としてリース契約終了後に所有権が議員に移転しないことを考慮しています。資産形成という批判を回避するためにも、契約内容をリース期間終了後には所有権が契約者に移らないものにしておく配慮が必要と考えられます。

事務機器の購入

事務機器の購入に政務活動費を充当する場合は、有効性が高く、政務活動に直接必要であると認められるものに限りです。

- ★購入した事務機器は、会派の責任において管理すること。
- ★任期満了の際は、事務局に返還すること。（事務局で現物を確認し、使用不能な物は廃棄処分、使用可能な物は不要物品として販売などを検討）
- ★任期満了以外に、会派が解散した場合は、上記に準じた取扱いとすること。
- ★任期満了前の事務機器の購入については、その必要性、緊急性等を十分精査し、良識を持って適切に対応すること。

任期終了間際の購入

費目を問わず、任期終了間際の物品等の購入については、任期中に使用することが可能な量であるか、使用方法や使用量について市民から疑義をもたれることのないように留意してください。